第16号10様式記載要領

１　　この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に１通

提出すること

２　　※印の欄は、記載しないこと。

３　 「個人番号又は法人番号」 欄には、登録特別徴収義務者の個人番号 （行政手続における

　特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号

　をいう。以下同じ。）　又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載

　すること。 「個人番号又は法人番号欄」に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空

　けて記載すること。

４　「　　 月中における引渡しに係る軽油の納入数量（ア）」欄は、当該申告すべき月の前月に

おいて現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。

５　「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量（イ）」 欄は、当該申告すべき月の

前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること

６　「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量（ウ）」欄は、当該申告

すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載するこ

と。

７　「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量（エ）」欄は、課税済

の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。

８　課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を

添付すること。

第16号の10様式別表記載要領

１　この明細書は、第16号の10様式の申告書の「　月中における引渡しに係る軽油の納入数

　量（ア）」欄の記載に係る軽油の納入数量の内訳を記載し、同様式の申告書に添付すること。

２　※印の欄は、記載しないこと。

３　「納入地」欄は、納入を受けた者が石油製品の販売業者である場合には、その者の事

務所又は事業所所在地を記載すること。

４　「うち課税対象とならない数量」欄は、「納入数量」欄のうち、地方税法（以下「法」

　という。）第144条の2、法第144条の5、法第144条の6又は法附則第12条の2の7の規

　定により課税対象とならない数量を記載すること。

５　「引渡しに係る軽油の納入を行った者」欄は、当該引渡しに係る軽油について納入を

　行った者の氏名又は名称を事務所又は事業所ごとに記載すること。